

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 7 年 3 月定例会	
議案番号 議案名	議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議員名・会派名等	日本共産党 うつの史行
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という議員の権能を最大限に活かすことこそ責任であると考えます。</p> <p>非公式のこの場に、議会で発言してもいない議員が意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容(抜粋)を掲載いたします。</p> <p>*** 以下 ***</p> <p>日本共産党のうつの史行です。先ほど総務財務常任委員長よりご報告のありました、議案第76号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、会派を代表して反対の討論をいたします。</p> <p>本議案は、刑法等において「禁固刑」と「懲役刑」に区別されていた刑罰を「拘禁刑」に一本化するという刑法改正・施行を受け、関係する本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>刑法改正の背景として国会では、裁判ではほとんどのケースが懲役刑であり禁固刑がごくわずかであること、また刑務作業が課せられない禁固刑であっても、希望して作業に参加する「請願作業」に従事する受刑者が多いこと、さらに刑務作業に加え、改善更生に向けた指導が加わることで、更生と再犯防止、社会復帰につなげることをより重視した改正である、などと説明されています。</p> <p>懲役刑はその名の通り、懲らしめる役(刑務作業)を課す刑罰です。他方、禁固刑は自由を奪う「自由刑」という点は懲役刑と共通ですが、刑務作業の義務はありません。</p> <p>実際には作業を希望するケースが約8割に上るとは言え、作業に従事するか否か受刑者自身の選択に委ねられている点がそもそも大きく異なります。</p>

これまで禁固刑と懲役刑は明確な使い分けがされてきました。懲役刑が、殺人、放火、強盗などに課せられる刑罰であるのに対し、禁錮刑は政治犯や過失犯などが対象とされています。刑罰として「何年以上の懲役もしくは禁固」と並べた規定は多い一方で、内乱罪や業務上過失往来危険の他、地方自治法や公職選挙法、政治資金規正法、政党助成法、秘密保護法などで「懲役刑はなく禁固刑のみ」を規定した条文が見られます。

とくに政治犯は、通常の犯罪者と異なりその名誉を重んじた処遇を行うべきだという考えの下に、刑務作業を強制しない禁錮刑を科すべきとされてきました。また戦後の刑法改正をめぐる「自由刑の単一化」議論でも、「政治犯・国事犯に対し強制労働を課すことで、内心・思想まで改造するようなことがあってはならない」という配慮から、懲役刑と禁錮刑の区別が残されてきた歴史経緯があります。禁固刑の数が少ないとか、禁固刑受刑者の多くが刑務作業を希望している、などと数で語られる問題ではそもそもありません。

今回の法改正により改善更生、指導が「刑罰」として加わりました。改善指導・教科指導はこれまでも「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」で義務づけられていました。ただ、受刑者自身が自覚的に意欲を持って取り組むことが重視され、受刑者の希望を参酌して処遇が決められることとされてきました。

しかし、改善更生・矯正指導が刑罰の内容となったことで、刑事施設長の判断で受刑者への義務づけが可能となりました。これまでは自由が制限されるのみであった禁固刑対象の罪であっても、今後は改善・更生のための労働や指導を義務づける今回の改正は「重罰化」に他なりません。

かつて治安維持法の下、平和主義者も自由主義者も「国体の変革」を掲げる運動や組織が弾圧・投獄されました。時々の政府や体制により特定の思想や運動が突如として犯罪の烙印を押され、そうして生み出された「思想犯」に対して、思想改造や更生のための労働や指導の義務づけを可能にする今回の法改正には、「思想信条の自由を侵害する重大な危険性」が指摘されています。

こうした「矯正の手段や刑罰としての強制労働は廃止すべき」という国連社会権規約委員会の勧告にもあるように、自由刑は「移動の自由の制限のみ」とすることは世界の流れです。

また国連被拘禁者処遇最低基準規則、通称マンデラ・ルールでも、「自由を奪う以上の強制はなるべく避けるべき」とするとともに、国家には「受刑者の社会復帰への支援」を義務づけ、また受刑者には社会復帰のための処遇に「能動的に参加する権利」を保障すべきだとしています。

今回新設された拘禁刑の下、受刑者の自発性、自律性、尊厳を尊重せず、刑罰としての労働・改善更生を強いることは、国際的な「受刑者へ

の処遇水準」からさらに立ち後れ、世界の流れと逆行するものであると指摘いたします。

以上、憲法の保障する思想・内心の自由を侵す懸念が指摘され、重罰化により受刑者の自覚的な更生の道を狭めかねない問題を孕み、また国際的な潮流にも逆行する法改正を受けた本条例改正には、賛成することはできません。

以上、会派を代表しての反対討論といたします。